

☆☆

ユニオン・プレス

☆☆

No. 5 2012年10月30日

発行：埼玉大学教職員組合 048-853-5609(内線 3160)

saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp

組合事務室は生協第2 食堂建物内 月～金(水除く)の12時～17時開室

次々に行なわれようとしている削減に怒ろう！

＝給与・退職金・昇給のすべての領域で＝

1. 臨時特例法にもとづく給与削減：本年度の現状

(全国的な実施状況)

全国的にみると、大半の国立大学法人で7月までに給与削減が実施され、未実施となっていた数校も9月までには実施されるに至っています。また、削減率や削減の際の諸条件についても、各大学でかなりのばらつきが見られます。たとえば、山梨大、東大、京大などは削減率を4～5%も圧縮しています。各大学組合からの情報から判断すると、以上のような大学間の違いは、各大学の経営側の考え方や、財政状況の違いによってもたらされているところが大きいといえます。

(文科省の姿勢)

国立大学法人の給与削減を行なうためには、本年度中にいわゆる減額補正予算を政府が国会で成立させる必要があります。しかし、現在のところ、具体的には何も決まっていない状況です。にもかかわらず文科省は、補正予算での運営交付金削減を前提に作業を進めています。

(7月以降の埼大での交渉)

組合は、毎月の実際の削減総額や、削減額が小さかった場合の返還方法などについて、不公平が生じないように、7月以降も大学側と継続して協議してきています。しかし、実際には、運営交付金の本年度交付額が決まらない限り、最終的にどの程度の給与削減となるのかは確定されません。確定された段階ですみやかに削減額を見直し、「運営費交付金の削減額の給与への繁栄を可能な限り少なくする経営努力を行う」ことを大学側は約束しています。

2. 臨時特例法にもとづく給与削減：来年度の給与削減

(運営交付金の削減)

文科省は9月7日、特例法による人件費減額分として629億円を控除したかたちで概算要求をしました。これは、非公務員である国立大学法人の教職員に臨時特例法を実質的に強制するものであり、まったく不当なものです。こうした措置は、国立大学における教育と研究の質を維持することさえ困難にするものではないでしょうか。

(今後の方針)

埼玉大学では、来年度の削減条件の交渉を本年度内に行なうことになっています。関東甲信越地区の各大学の組合とも情報交換を行なっていますが、そうした中から得られた他大学のこれまでの交渉成果を参考にしながら、埼玉大学の経営側の経営努力のあり方を厳しく問い、少しでも不利益を減らす交渉を行なっています。

3. 退職金の引下げ問題

政府は8月7日、国家公務員の退職手当を平均402.6万円引下げることが閣議決定し、独立行政法人や地方公務員にも必要な措置を要請するとしています。退職手当法の改悪案は国会に提出されていませんが、2013年1月1日から段階的な引下げを実施するとしています。埼玉大学もこれに準じた引下げを教職員に求めてくることが予想されますが、非公務員である国立大学法人教職員への無原則の適用はまったく不当なものです。

4. 55歳超の昇給抑制を人事院が勧告

8月8日、人事院は55歳超の職員の昇給抑制を2013年1月から実施することを勧告しました。55歳を超えると、普通昇給(昇給区分C)以下では昇給なしとなります。これについても、大学側は人事院勧告の実施を求めてくるものと思われます。そもそも対国家公務員ラスパイレス指数の低い中で更なる抑制は許されません。また大学教員は入職・退職年齢が高く、大きな打撃を受けることとなります。

**職員、パートタイム職員、
契約職員、教員・・・**

組合はどなたでもいつでも加入できます！

＜問合せはお気軽にどうぞ＞

埼玉大学教職員組合

tel/fax: 048-853-5609 (内線3160)

メール: saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp